

地方公務員共済組合制度等の  
当面の諸課題について

平成27年8月

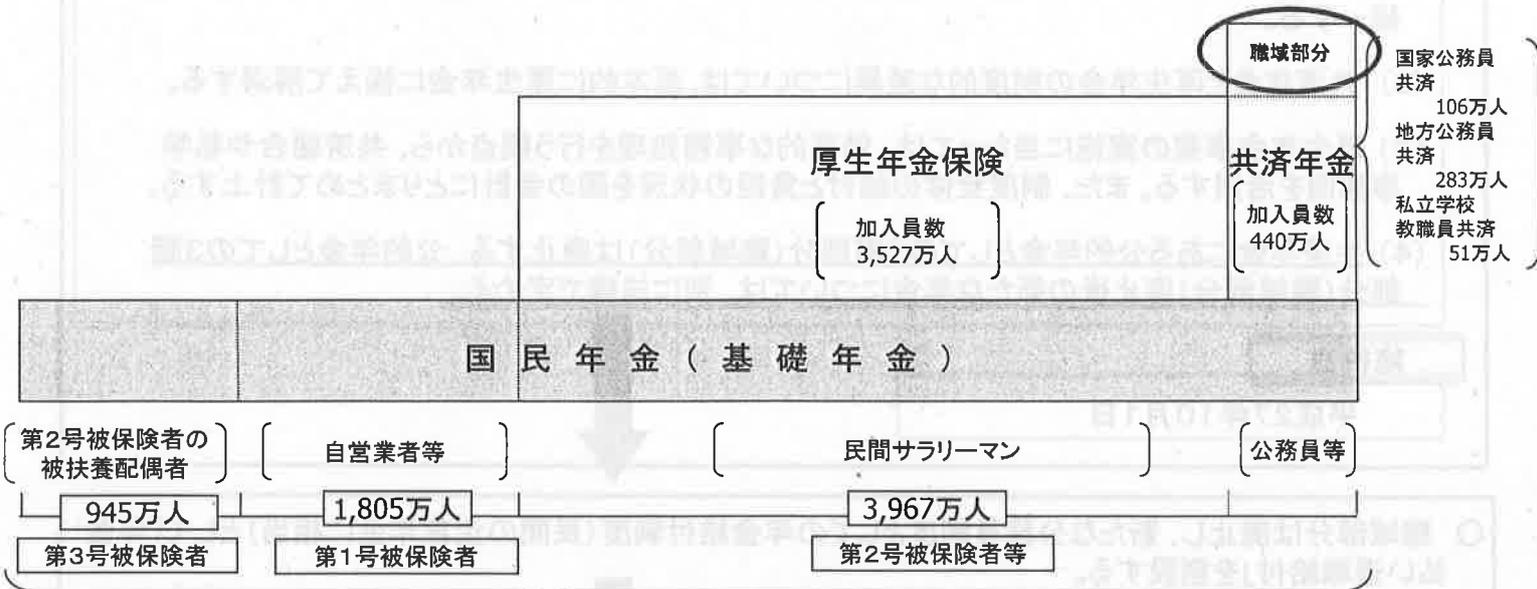
総務省自治行政局公務員部福利課



# 社会保障制度としての公的年金制度の体系

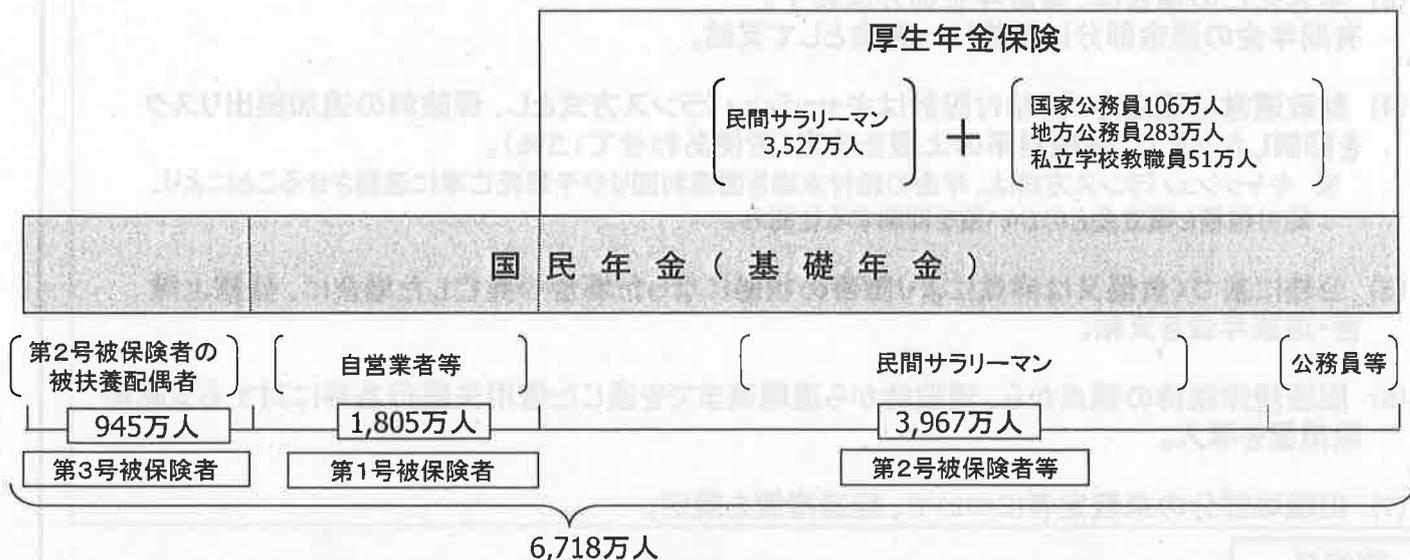
(数値は、平成26年3月末)

現行の公的年金制度は、共済年金にのみ3階部分（職域部分）があるため、被用者年金一元化により、共済年金と厚生年金の制度的差異を解消する必要。



## 被用者年金一元化後の公的年金制度の体系-H27.10以降-

被用者年金一元化により、共済年金を廃止し、厚生年金に統合。公務員や私学教職員も厚生年金に加入し、民間サラリーマンとの同一保険料・同一給付を実現（制度的差異を解消）。



(注) 厚生年金加入者(旧共済年金加入者を除く。)のうち企業年金加入者1,660万人(厚生年金加入者(旧共済年金加入者を除く。)の47.1%)。 (内訳は、厚生年金基金:408万人、確定給付企業年金:788万人、確定拠出年金(企業型):464万人) また、確定拠出年金(個人型)の加入者数は18万人、国民年金基金の加入者数は48万人である。

# 被用者年金の一元化及び「年金払い退職給付」の創設について

## 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

平成24年8月22日公布

### 主要項目

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (4) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。

### 施行日

平成27年10月1日

- 職域部分は廃止し、新たな公務員制度としての年金給付制度(民間の企業年金に相当)として「年金払い退職給付」を創設する。

## 地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

平成24年11月26日公布

### 主要項目

- (1) 退職年金の半分は有期年金、半分は終身年金(65歳支給(60歳まで繰上げ可能))。
- (2) 有期年金は、10年又は20年支給を選択(一時金の選択も可能)。
- (3) 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。  
有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- (4) 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定(労使あわせて1.5%)。  
※ キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組み。
- (5) 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給。
- (6) 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- (7) 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定。

### 施行日

平成27年10月1日

平成 26 年 10 月 27 日

各都道府県総務部長 様  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長  
(公印省略)

地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組について

「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)の中で、国民の健康寿命の延伸が重要施策として掲げられ、その実現のために全ての健康保険組合に対して取組が求められている「データヘルス計画」の作成等については、地方公務員共済組合においても同様に取り組む必要があることから、平成 26 年 3 月に「地方公務員等共済組合法第百十二条第三項に規定する地方公務員共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針」(以下「保健事業指針」という。)を改正したところです。

今般、厚生労働省から、別添のとおり「データヘルス計画作成の手引き」(以下「手引き」という。)が公表されましたので、貴都道府県内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合におけるデータヘルスの取組の検討・計画策定、保健事業の検討等に当たっての参考とするよう周知していただくとともに、下記の点にご留意の上、適切に対応するようご指導の程よろしく申し上げます。

※厚生労働省ホームページ(「データヘルス計画策定の手引き」の公表) URL

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000061282.html>

記

1 レセプト・健診データを活用した保健事業の実施

- データヘルスの検討に当たっては、レセプトや健診情報等のデータの分析を通じて、組合員及び被扶養者の健康状態や疾病等の傾向を適切に把握し、保健事業の実効性が高まる計画内容となるよう努めること。

2 共済組合の実情に応じた事業の展開

- 計画の策定に当たっては、共済組合の規模・財政状況等に鑑み、実情に応じた取組を積極的に行うこと。

その際、既に短期給付財政の安定化に資するための計画を策定している組合にあっては、保健事業指針の趣旨(PDCA サイクルに沿った事業実施等)に則ったものに内容を発展させるなど、これまでの取組を活用して策定すること。

- ・ 計画の内容については、策定後においても、計画の進捗状況や他の保険者の先進的なデータヘルスの取組等を踏まえ、段階的に計画や事業の改善を行うなど、計画の目的が達成されるよう継続的に事業の見直しを図りたいこと。

### 3 計画の期間等

- ・ 計画の策定期間については、原則として、健康保険組合と同様のスケジュールを踏まえること。
- ・ 計画の期間については、第1期は平成27年度～平成29年度（3年間）とし、第2期は「特定健康診査等実施計画（第3期）」に合わせた期間とする予定であること。

### 4 事業主との協働（コラボヘルス）

- ・ 計画の実行や保健事業の実効性を高めるためには、共済組合と事業主である地方公共団体等との連携・協働の推進（コラボヘルス）が不可欠であることから、計画や保健事業の検討の際に、地方公共団体等の人事・職員厚生担当部署の理解が深まるよう、関係者と十分な協議・調整を行うこと。

### 5 健康情報（個人情報）の取扱い

- ・ 計画の策定・実施に当たっては、活用するデータの種類や活用方法が多岐にわたることから、「個人情報の保護に関する法律」等の各種法令、「地方公務員共済組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」や各共済組合の個人情報の取扱いに関する内部規則等を遵守することに加え、手引きを参考に、正しい理解の下、組合員の利益を損なうことのないよう適切な措置を講じる必要があること。

### 6 計画の公表等

- ・ 計画を策定した際には、組合員、被扶養者及び所属所に対して十分な周知を図るとともに、ホームページに掲載するなど適切な方法により公表することとし、併せて市町村担当課を通じて総務省福利課に対して計画を提出すること。

### 7 コラボヘルスのための地方公共団体への協力要請

- ・ なお、データヘルスの取組が円滑に図られるよう、今後、当課から地方公共団体人事・職員厚生担当部署に対して協力を要請する予定であること。

総行福第6号  
平成27年1月15日

各都道府県総務部（局）長 殿  
（市町村担当課・区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部福利課長  
（公印省略）

#### 地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組に対する連携・協働について

超少子高齢化の進展に伴い、働き盛り世代からの健康づくりの重要性が高まる中、政府は「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において“国民の健康寿命の延伸”を重要施策として掲げました。その実現のために全ての健康保険組合に対して取組が求められている「データヘルス計画」の作成等については、地方公務員共済組合（以下「共済組合」という。）においても同様に取り組む必要があることから、平成26年3月に「地方公務員等共済組合法第百十二条第三項に規定する地方公務員共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針」（以下「保健事業指針」という。）が改正され、現在、各共済組合において、別添「地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組について」のとおり、計画策定、保健事業実施等の検討を行っているところです。

データヘルスは、保険者である各共済組合が、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づき組合員の健康状態や疾病等の傾向を把握した上で、効果的・効率的な保健事業の実施のために計画を策定し、これらをPDCAサイクルに沿って実行していく取組であり、職員の健康改善と医療費の適正化にとどまらず、地方公共団体等のより能率的な運営にも貢献し得るものです。

これらの計画や保健事業の実効性を高めるためには、共済組合と事業主である地方公共団体等との連携・協働の推進（コラボヘルス）が不可欠であることから、計画や保健事業の検討の際に、地方公共団体等の人事・職員厚生担当部署の理解が深まるよう、関係者と十分な協議・調整を行うよう要請しておりますので、事業実施への十分な理解と円滑なデータヘルスの取組が図られるよう、貴都道府県内の市町村等に対してご助言いただきますようお願いいたします。

なお、連携・協働に当たっての健康情報（個人情報）の取扱いについては特に注意が必要であることから、事業主である地方公共団体等から共済組合へ個人の健康診断の結果等を提供する際や、共済組合から事業主へ健康・医療情報の分析結果等の提供を受ける際などには、「データヘルス計画作成の手引き（第五章「データヘルス計画における健康情報（個人情報）の取扱い）」を参照の上、適切な対応が図られるよう併せてご助言をお願いします。

※厚生労働省ホームページ（データヘルス計画策定の手引きの公表）URL

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061273.html>

## 【医療関係】

### ◎経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）【抜粋】

#### 第 3 章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

##### 4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

###### 【Ⅱ】インセンティブ改革

（頑張る者を支える仕組みへのシフト、ニーズに適合した選択肢の提供）

- ・ 後発医薬品の利用率向上などの保険者の努力に応じその負担すべき金額や交付を受ける金額を増減させることや、健康づくり等を行う個人に対するヘルスケアポイント付与等により、保険者、医療保険制度加入者双方の合理的行動を促し、頑張りを引き出す仕組みを拡充・強化する。
- ・ 診療報酬・介護報酬を活用したインセンティブの改革を通じて病床再編、投薬の適正化、残薬管理、医療費の地域差是正等を促す。

##### 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

###### 【Ⅰ】社会保障

（公的サービスの産業化）

民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、中小企業も含めた企業による健康経営の取組との更なる連携を図り、健康増進、重症化予防を含めた疾病予防、重複・頻回受診対策、後発医薬品の使用促進等に係る好事例を強力に全国に展開する。

（薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革）

後発医薬品に係る数量シェアの目標値については、2017 年（平成 29 年）中に 70%以上とするとともに、2018 年度（平成 30 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする。2017 年中央において、その時点の進捗評価を踏まえて、80%以上の目標の達成時期を具体的に決定する。

### ◎「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）【抜粋】

#### 第二 3 つのアクションプラン

##### 二. 戦略市場創造プラン

###### テーマ 1：国民の「健康寿命」の延伸

###### （2）施策の主な進捗状況

（個人に対する予防・健康づくりへのインセティブ付与）

- ・ 個人に対する予防・健康づくりに向けたインセティブを付与するため、保険者が行う保健事業として加入者の自助努力への支援を追加すること等を内容とする法律が本年 5 月に成立した。今後、個人の予防・健康づくりに向けた取組に応じたヘルスケアポイント付与や保険料への支援等を保険者が行う際の具体的な基準について、ガイドラインの中で考え方を整理し、本年度に公表する予定。

###### （3）新たに講ずべき具体的施策

###### ⑦個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの付与

###### ア) 個人に対するインセンティブ

保険者が加入者に対して実施するヘルスケアポイント付与や保険料への支援等に係るガイドラインの策定に当たっては、ICT を活用した健康づくりモデルの実証成果も踏まえつつ、予防・健康づくりに向けた加入者の自助努力を促すメリハリあるインセンティブ付けを可能とするよう検討を行う。

###### イ) 保険者に対するインセンティブ

後期高齢者支援金の加算・減算制度や、国民健康保険制度において新たに創設される「保険者努力支援制度」については、被保険者の健康の保持増進や医療費適正化等に向けた保険者の努力を促すよう、特定健診・特定保健指導の実施状況や後発医薬品の使用状況等を積極的に評価するメリハリの効いたスキームとすべく、検討を行う。また、協会けんぽ、後期高齢者医療制度についても、新たなインセンティブ制度の創設に向けた検討を行う。

# 平成26年度福利厚生事業調査結果（抄）

- 互助会等に対する公費支出額が減少。  
平成26年度予算89億円(対前年度 ▲4億円)  
※対平成16年度 ▲752億円(▲89.4%)



- 互助会等に対する公費支出については、平成17年度以降で、1,778団体(全体の99.4%)(対前年度 +1団体)で見直しを実施
- 互助会等に対する公費支出を廃止または休止している地方公共団体は615団体(全体の34.4%)(対前年度 +7団体)
- 都道府県、指定都市では互助会等に公費支出を行っている全団体が実施状況等を公表。市区町村については、全都道府県が、管内市区町村の実施状況を比較が可能な形で公表。

	団体数	26年度までに互助会等に対する公費支出を見直した団体数	26年度時点において公費支出を廃止又は休止している団体
合計	1,789	1,778(対前年度比+1)	615(対前年度比+7)
都道府県	47	47(対前年度比+0)	42(対前年度比+0)
指定都市	20	20(対前年度比+0)	7(対前年度比-1)
市区町村(指定都市を除く)	1,722	1,711(対前年度比+1)	566(対前年度比+8)

(注) 地方公務員の福利厚生事業については、地方公務員法によって地方公共団体が雇用主として実施。現在、主なものは人間ドック補助、弔慰金など。

# 地方公共団体における福利厚生事業の状況について

平成26年12月22日

総務省自治行政局公務員部福利課

## 1 互助会等に対する公費支出額

個人給付事業の廃止など、各種の福利厚生事業の見直しが行われた結果、互助会等に対する公費支出は、下記表のとおり削減されています。

(単位：億円、%)

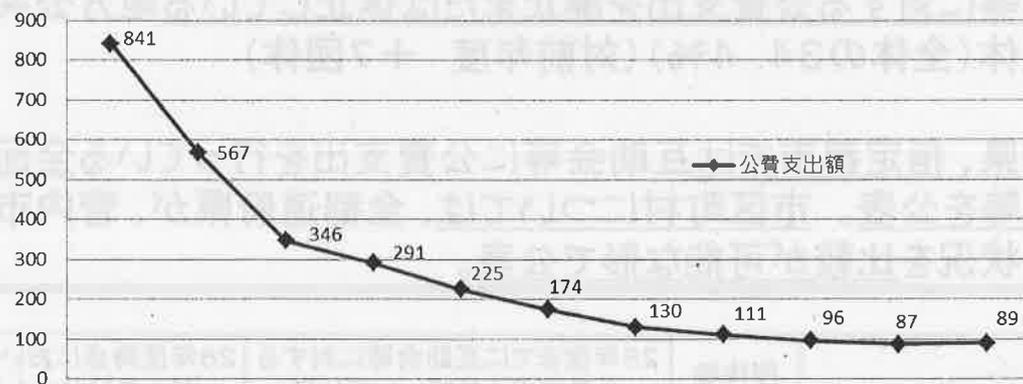
	16年度 (決算) A	25年度 (予算) a	26年度 (予算) b	25年度→26年度 (予算) (予算)		16年度→26年度 (決算) (予算)	
				削減額 c=(b-a)	削減率 c/a	削減額 C=(b-A)	削減率 C/A
合 計	841	93	89	▲4	▲4.3%	▲752	▲89.4%
都道府県	311	8	8	0	0%	▲303	▲97.4%
指定都市	174	12	10	▲2	▲16.7%	▲164	▲94.3%
市区町村(指定都市を除く)	356	73	71	▲2	▲2.7%	▲285	▲80.1%

注) 互助会等に対する公費支出には、首長部局、教育委員会、公安委員会(県警本部)及び公営企業からの補助金・委託金等の支出を含む。また、市区町村には一部事務組合、広域連合を含む。

(参考)

### 互助会等に対する公費支出額の推移

(億円)



H16決算 H17決算 H18決算 H19決算 H20決算 H21決算 H22決算 H23決算 H24決算 H25決算 H26予算

## 2 互助会等に対する公費支出の見直し状況（団体数）

	団体数	26年度までに互助会等に対する公費支出を見直した団体数	26年度時点において公費支出を廃止又は休止している団体
合 計	1,789	1,778(対前年度比+1)	615(対前年度比+7)
都道府県	47	47(対前年度比+0)	42(対前年度比+0)
指定都市	20	20(対前年度比+0)	7(対前年度比-1)
市区町村(指定都市を除く)	1,722	1,711(対前年度比+1)	566(対前年度比+8)

注1) 各地方公共団体の首長部局における互助会等に対する公費支出の見直し状況を示している。

注2) 市区町村の見直した団体数は、平成17～26年度に互助会等に対する公費支出を見直した団体。

## 3 互助会等が行う福利厚生事業の公表状況（団体数）

区分	団体数	公表対象団体数	公表団体数	媒体			公表内容						
				ホームページ	広報誌	公報	個別事業内容	個別事業実施件数	個別事業実績額	互助会名	互助会会員数	互助会公費補助等総額	互助会公費補助率
都道府県	47	5	5	4	0	3	3	3	3	5	4	3	2
指定都市	20	13	13	13	1	2	12	4	3	13	12	11	10
市区町村	1,722	1,156	971	891	411	20	469	119	155	839	496	585	316
合 計	1,789	1,174	989	908	412	25	484	126	161	857	512	599	328

注1) 各地方公共団体の首長部局の互助会等における福利厚生事業の公表状況を示している。

注2) 福利厚生事業の公表状況とは、平成24～26年度のいずれかに互助会等において実施された福利厚生事業の平成26年9月30日時点における公表状況。

注3) 公表対象団体とは、平成26年度予算において互助会等に対する公費支出を行っている団体。

注4) 公表団体とは、公表対象団体のうち互助会等が行う福利厚生事業の実施状況等を公表している団体。

注5) 市区町村については、全都道府県が、管内市区町村の実施状況を比較可能な形で公表。

